

**参 考 资 料**  
(第 7 回合併協議会協議事項)

参考資料 1	協議案第 19 号	資料 1	-----	P 1
		資料 2	-----	P 5
		資料 3	-----	P 7
参考資料 2	協議案第 20 号	資料 1	-----	P 8
		資料 2	-----	P 17
参考資料 3	協議案第 21 号	資料 1	-----	P 18
		資料 2	-----	P 27
参考資料 4	協議案第 22 号	資料 1	-----	P 28
		資料 2	-----	P 33
		資料 3	-----	P 34
		資料 4	-----	P 35
参考資料 5	協議案第 23 号	資料 1	-----	P 37
参考資料 6	協議案第 24 号	資料 1	-----	P 40
		資料 2	-----	P 46
		資料 3	-----	P 48
		資料 4	-----	P 49
参考資料 7	協議案第 25 号	資料 1	-----	P 50
		資料 2	-----	P 51

<b>參考資料 8</b>	協議案第 26 号	資料 1	-----	P 52
<b>參考資料 9</b>	協議案第 27 号	資料 1	-----	P 54
<b>參考資料 10</b>	協議案第 28 号	資料 1	-----	P 56
		資料 2	-----	P 60
<b>參考資料 11</b>	協議案第 29 号	資料 1	-----	P 62
		資料 2	-----	P 63

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 個人住民税	<p>(標準税率)</p> <p>均等割 3,000円</p> <p>所得割</p> <p>～200万円 3/100</p> <p>200万円超</p> <p>～700万円 8/100</p> <p>700万円超 10/100</p> <p>納期（普通徴収）</p> <p>第1期 6/1～6/30</p> <p>第2期 8/1～8/31</p> <p>第3期 10/1～10/31</p> <p>第4期 1/1～1/31</p>	<p>(標準税率)</p> <p>均等割 3,000円</p> <p>所得割</p> <p>～200万円 3/100</p> <p>200万円超</p> <p>～700万円 8/100</p> <p>700万円超 10/100</p> <p>納期（普通徴収）</p> <p>第1期 6/1～6/30</p> <p>第2期 8/1～8/31</p> <p>第3期 10/1～10/31</p> <p>第4期 12/1～12/31</p>	<p>(標準税率)</p> <p>均等割 3,000円</p> <p>所得割</p> <p>～200万円 3/100</p> <p>200万円超</p> <p>～700万円 8/100</p> <p>700万円超 10/100</p> <p>納期（普通徴収）</p> <p>第1期 6/1～6/30</p> <p>第2期 8/1～8/31</p> <p>第3期 10/1～10/31</p> <p>第4期 12/1～12/25</p>	<p>税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。</p>
2. 法人住民税	<p>(制限税率)</p> <p>均等割</p> <p>1号法人 3,600千円</p> <p>2号法人 2,100千円</p> <p>3号法人 492千円</p> <p>4号法人 480千円</p> <p>5号法人 192千円</p> <p>6号法人 180千円</p> <p>7号法人 156千円</p> <p>8号法人 144千円</p> <p>9号法人 60千円</p> <p>法人税割（制限税率）</p> <p>14.7/100</p>	<p>(標準税率)</p> <p>均等割</p> <p>1号法人 3,000千円</p> <p>2号法人 1,750千円</p> <p>3号法人 410千円</p> <p>4号法人 400千円</p> <p>5号法人 160千円</p> <p>6号法人 150千円</p> <p>7号法人 130千円</p> <p>8号法人 120千円</p> <p>9号法人 50千円</p> <p>法人税割（標準税率）</p> <p>12.3/100</p>	<p>(標準税率)</p> <p>均等割</p> <p>1号法人 3,000千円</p> <p>2号法人 1,750千円</p> <p>3号法人 410千円</p> <p>4号法人 400千円</p> <p>5号法人 160千円</p> <p>6号法人 150千円</p> <p>7号法人 130千円</p> <p>8号法人 120千円</p> <p>9号法人 50千円</p> <p>法人税割（標準税率）</p> <p>12.3/100</p>	<p>税率は大館市の税率に統一する。ただし、合併前の大館市に事務所又は事業所を有しない法人については、平成19年度まで標準税率を適用する。</p>

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
3. 固定資産税	税率(標準税率) 1.4/100 納期 第1期 5/1 ~ 5/31 第2期 7/1 ~ 7/31 第3期 12/1 ~ 12/25 第4期 2/1 ~ 2/末日	税率(標準税率) 1.4/100 納期 第1期 5/1 ~ 5/31 第2期 7/1 ~ 7/31 第3期 9/1 ~ 9/30 第4期 11/1 ~ 11/30	税率(標準税率) 1.4/100 納期 第1期 5/1 ~ 5/31 第2期 7/1 ~ 7/31 第3期 9/1 ~ 9/30 第4期 11/1 ~ 11/30	税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
4. 軽自動車税	税率(標準税率) 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超~ 90cc以下 1,200円 90cc超~ 125cc以下 1,600円 三二力一 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用営業用 5,500円 " 家用 7,200円 四輪貨物営業用 3,000円 " 家用 4,000円	税率(標準税率) 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超~ 90cc以下 1,200円 90cc超~ 125cc以下 1,600円 三二力一 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用営業用 5,500円 " 家用 7,200円 四輪貨物営業用 3,000円 " 家用 4,000円	税率(標準税率) 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超~ 90cc以下 1,200円 90cc超~ 125cc以下 1,600円 三二力一 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用営業用 5,500円 " 家用 7,200円 四輪貨物営業用 3,000円 " 家用 4,000円	税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	雪上車 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 納期 5/11～5/31	雪上車 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 納期 5/1～5/31	雪上車 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 納期 4/1～4/30	
5. 市町村 たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(一定税率) 旧3級品以外 1,000本につき 2,977円</li> <li>旧3級品 1,000本につき 1,412円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(一定税率) 旧3級品以外 1,000本につき 2,977円</li> <li>旧3級品 1,000本につき 1,412円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(一定税率) 旧3級品以外 1,000本につき 2,977円</li> <li>旧3級品 1,000本につき 1,412円</li> </ul>	現行のとおりとする。
6. 特別土地 地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(一定税率) 保有分: 土地の取得 価格の1.4/100</li> <li>取得分: 土地の取得 価格の3/100</li> <li>平成15年度から課税 停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(一定税率) 保有分: 土地の取得 価格の1.4/100</li> <li>取得分: 土地の取得 価格の3/100</li> <li>平成15年度から課税 停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(一定税率) 保有分: 土地の取得 価格の1.4/100</li> <li>取得分: 土地の取得 価格の3/100</li> <li>平成15年度から課税 停止</li> </ul>	現行のとおりとする。
7. 入湯税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(標準税率) 入湯客1人1日 150円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(標準税率) 入湯客1人1日 150円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率(標準税率) 入湯客1人1日 150円</li> </ul>	現行のとおりとする。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	代田町	
8. 都市計画税	・ 税率 0.15/100	なし	なし	課税対象区域を大館市及び比内町の都市計画区域内の用途地域とし、税率は現行の大館市の税率を適用する。ただし、比内町については、平成19年度まで課税しない。

## 地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2・3 略

地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税

## 六 特別土地保有税

3 略

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 略

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

一 都市計画税

二 水利地益税

三 共同施設税

四 宅地開発税

五 国民健康保険税

7 略

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

【協議案第 19 号 資料3】

法人住民税 不均一課税特例期間

1 県内の合併協議会の事例

合併協議会名	合併形態	特例期間	摘 要
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会	編 入	3 年	制限税率（標準税率×1.2）
横手平鹿合併協議会	新 設	な し	合併後に制限税率（標準税率×1.2）とする
本荘由利一市七町合併協議会	新 設	な し	合併後に標準税率とする
男鹿市若美町合併協議会	新 設	1 年	合併後に制限税率（標準税率×1.2）とする
湯沢雄勝合併協議会	新 設	2 年	合併後に標準税率とする。 湯沢市 1年目：標準税率×1.2 2年目：標準税率×1.1 3年目：標準税率×1.0
大曲仙北合併協議会	新 設	な し	制限税率（標準税率×1.2）

2 県外の合併協議会の事例

合併協議会名	合併形態	特例期間	摘 要
大船渡市・三陸町合併協議会 （現・大船渡市）	編 入	3 年	特例期間の終了までに統一方針を決定
つくば市・茎崎町合併協議会 （現・つくば市）	編 入	合併年度	特例期間経過後につくば市の税率に統一（1億円以下：標準税率、1億円超：標準税率×1.2）
府中市・上下町合併協議会 （現・府中市）	編 入	3 年	段階的に府中市の制度に統一
福山市・新市町合併協議会 福山市・内海町合併協議会 （現・福山市）	編 入	3 年	特例期間経過後に福山市の制度に統一（標準税率×1.2）
呉市・下蒲刈町合併協議会 （現・呉市）	編 入	5 年	特例期間経過後に呉市の税率に統一（標準税率×1.2）
徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町 合併協議会（現・周南市）	新 設	5 年	特例期間経過後に旧徳山市・旧新南陽市・旧熊毛町の税率に統一（標準税率×1.2）
新居浜市・別子山村合併協議会 （現・新居浜市）	編 入	合併年度	特例期間経過後に新居浜市の税率に統一（標準税率×1.2）



項目	各市町の現況（平成16年4月1日）				調整方針
	大館市	比内町	田代町	町	
民生関係使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センター使用料 (130円～600円)</li> <li>・ケアハウス使用料 (10,000円～67,100円)</li> <li>・小規模作業所使用料 白沢ミニ通所センター使用料 (0円～26,500円)</li> <li>・ふれあいセンター使用料 (500円～1,000円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者生きがいセンター使用料 (1,050円～3,670円)</li> <li>・福祉保健総合センター使用料 (100円～7,870円)</li> <li>・八木橋地域福祉センター使用料 (1,050円～5,250円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センター使用料 (600円～2,100円)</li> <li>・総合福祉センター使用料 (600円～2,100円)</li> <li>・はやくち児童館使用料 (420円～840円)</li> </ul>		<p>現行のとおりとする。</p>
労働関係使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能センター使用料 (310円～1,570円)</li> <li>・労働福祉会館使用料 (520円～12,600円)</li> <li>・地域職業訓練センター使用料 (100円～500円)</li> <li>・労働者総合福祉センター使用料 (100円～300円)</li> </ul>				<p>現行のとおりとする。</p>
農林水産関係使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業会館使用料 (1,050円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村婦人の家使用料 (100円～5,040円)</li> <li>・構造改善センター使用料 (無料～5,250円)</li> <li>・高齢者生産活動施設使用料 (100円～5,670円)</li> <li>・高齢者・若者センター使用料 (100円～5,250円)</li> </ul>			<p>現行のとおりとする。</p>

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）				調整方針
	大館市	比内町	代田町		
商工観光関係使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>二井田市民集会所使用料 (100円～2,000円)</li> <li>湯夢湯夢の里使用料 (50円～5,000円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブルミエ比内使用料 (150円～630円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>五色湖施設使用料 緑地公園分 (100円～1,020円)</li> <li>ロッジ分 (510円～2,040円)</li> </ul>		<p>現行のとおりとする。</p>
建設関係使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅使用料 市営住宅家賃 (公営住宅法で定めた額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅使用料 町営住宅家賃 (公営住宅法で定めた額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営住宅使用料 (公営住宅法で定めた額)</li> </ul>		<p>現行のとおりとする。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>定住化住宅使用料 (23,000円～34,000円)</li> </ul>		<p>現行のとおりとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路使用料 道路占用料 (5円～4,400円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路橋梁使用料 道路占用料 (4円～1,600円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用料 (4円～1,600円)</li> </ul>		<p>国の基準に従い合併時に統一する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設使用料 長根山野球場 (1,570円～73,500円)</li> <li>長根山陸上競技場 (190円～126,000円)</li> <li>長根山テニスコート (100円～8,400円)</li> <li>公園敷地及び管理棟 (520円～1,890円)</li> <li>二ツ山テニスコート (160円～12,600円)</li> </ul>				<p>現行のとおりとする。</p>

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
教育関係使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園使用料 (6,500円)</li> <li>・公民館使用料 (130円～8,820円)</li> <li>・市民文化会館使用料 (420円～53,550円)</li> <li>・烏瀧会館使用料 (100円～730円)</li> <li>・体育館使用料 市民体育館 (100円～3,280円)</li> <li>城西体育館 (100円～3,280円)</li> <li>釈迦内体育館 (100円～3,280円)</li> <li>十二所体育館 (100円～3,280円)</li> <li>花岡体育館 (100円～3,280円)</li> <li>・プール使用料 (無料～200円)</li> <li>・スキ一場使用料 (50円～840円)</li> <li>・あやめ苑使用料 (140円～620円)</li> <li>・郷土博物館使用料 (50円～300円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館使用料 (100円～10,500円)</li> <li>・町民体育館使用料 (50円～3,150円)</li> <li>・民舞伝習館使用料 (2,100円～7,350円)</li> <li>・テニスコート使用料 (50円～210円)</li> <li>・達子森野球場使用料 (570円～84,000円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合開発センター使用料 総合開発センター分 (420円～11,550円)</li> <li>附属体育館分 (6,720円～13,120円)</li> <li>・地域コミュニケーションセンター使用料 岩野目センター分 (420円～1,570円)</li> <li>大野センター分 (420円～1,570円)</li> <li>山田センター分 (420円～1,570円)</li> <li>越山センター分 (420円～1,570円)</li> <li>・公民館使用料 岩瀬公民館分 (420円～1,570円)</li> <li>谷地の平公民館分 (420円～1,570円)</li> <li>西公民館分 (420円～1,570円)</li> <li>本郷公民館分 (420円～1,570円)</li> <li>・町民体育館使用料 (100円～33,600円)</li> </ul>	<p>現行のとおりとする。</p>

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
教育関係使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大館樹海ドーム等使用料 (80円～672,000円)</li> <li>・児童育成施設使用料 (3,000円)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域体育館使用料 赤川体育館分 (840円～13,120円)</li> <li>岩野目体育館分 (840円～13,120円)</li> <li>大野体育館分 (840円～13,120円)</li> <li>・小畑勇二郎記念館入館料 (50円～210円)</li> <li>・町民野球場使用料 (420円～10,500円)</li> <li>・町民テニスコート使用料 (210円～1,280円)</li> <li>・スポーツ公園使用料 (260円～5,250円)</li> </ul>	<p>現行のとおりとする。</p>

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)				調整方針
	大館市	比内町	田代町		
その他水道料	口径13mm料金(一般家庭用)20m <sup>3</sup> 使用の場合 3,769円	口径13mm料金(一般家庭用)20m <sup>3</sup> 使用の場合 4,032円	口径13mm料金(一般家庭用)20m <sup>3</sup> 使用の場合 簡水 2,940円		平成19年度まで現行のとおりとす。平成20年度から新料金を設定の上、統一する。
公共下水道使用料	水量(20m <sup>3</sup> )使用の場合 公共 3,045円 農集 一定	水量(20m <sup>3</sup> )使用の場合 公共 3,045円 農集 3,045円	水量(20m <sup>3</sup> )使用の場合 公共 2,625円 農集 一定		平成19年度まで現行のとおりとす。平成20年度から新料金を設定の上、統一する。
学校給食費	1人当たり 小学校 1日 263円 中学校 1日 281円	1人当たり 小学校 1日 260円 中学校 1日 290円	1人当たり 小学校 1日 210円 中学校 1日 240円		当面現行のとおりとす。
保育料	所得税8万円以上10万円未満世帯 3歳児の場合 34,200円	所得税8万円以上10万円未満世帯 3歳児の場合 27,240円	所得税8万円以上10万円未満世帯 3歳児の場合 24,900円		平成19年度まで、大館市は順次引き下げ、比内町、田代町は順次引き上げる。 平成20年度から保育料を統一する。

(単位：円)

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)						調 整 方 針			
	大 館 市		比 内 町		田 代 町					
	単 位	金 額	単 位	金 額	単 位	金 額				
手数料の主なものを抜粋している。 (手数料(徴収)条例及び関係条例より)	戸籍	1通	450	1通	450	1通	450	現行のとおりとする。		
	戸籍の謄本・抄本	1件	350	1件	350	1件	350			
	戸籍の記載事項証明	1通	750	1通	750	1通	750			
	除籍の謄本・抄本	1件	450	1件	450	1件	450			
	除籍の記載事項証明	1通	350	1通	350	1通	350			
	届出・申請の受理又は届出その他の書類の記載事項証明	1通	1,400	1通	1,400	1通	1,400			
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明	1件	350	1件	350	1件	350			
	届出その他の書類の閲覧	1世帯	200	1件	100	1件	100			
	住民票の閲覧	1件	200	1件	100	1枚	100			
	住民票の写しの交付	1枚	200	1件	100	1枚	100			
住民基本台帳	住民基本台帳カードの交付	1件	500	1枚	500	1枚	500	合併時に大館市の制度に統一する。		
	戸籍の附票の写しの交付	1枚	200	1件	100	1件	100			
	外国人登録に関する証明	1枚	200	1件	100	1件	100			
	身分に関する証明	1枚	200	1件	100	1件	100			
	印鑑証明	1枚	200	1件	100	1枚	100			
	印鑑登録証の交付	1件	300	1件	200	1件	100			
	印鑑登録証の再交付	1件	300	1件	200	1件	100			
	印鑑等	印鑑証明	1枚	200	1件	100	1枚		100	合併時に大館市の制度に統一する。
		印鑑登録証の交付	1件	300	1件	200	1件		100	
		印鑑登録証の再交付	1件	300	1件	200	1件		100	

(単位：円)

手数料の主なものを抜粋している。 (手数料(徴収)条例及び関係条例より)	各市町の現況(平成16年4月1日現在)						調整方針	
	大館市		比内町		田代町			
	単位	金額	単位	金額	単位	金額		
税証明等	住宅用家屋証明	1件	1,300	1件	1,300	1件	1,300	合併時に大館市の制度に統一する。
	租税公課に関する証明	1通	200	1件	100	1件	100	
	納税に関する証明	1税目	200	1枚	100	1枚	100	
	督促	1通	100	1通	100	1通	100	
	固定資産課税台帳登録証明	1枚	200	1枚	100	1通	100	
	犬の登録	1頭	3,000	1頭	3,000	1頭	3,000	
	狂犬病予防注射済票交付	1頭	550	1頭	550	1頭	550	
狂犬病予防	犬の鑑札再交付	1頭	1,600	1頭	1,600	1頭	1,600	現行のとおりとする。
	狂犬病予防注射済票再交付	1頭	340	1頭	340	1頭	340	
	優良住宅新築認定手数料							
	新築住宅の床面積の合計							
都市計画	100㎡以下		6,200		6,200		6,200	合併時に大館市の制度に統一する。
	100㎡を超え500㎡以下		8,600		8,600		8,600	
	500㎡を超え2,000㎡以下		13,000		13,000		13,000	
	2,000㎡を超え10,000㎡以下		35,000		35,000		35,000	
	10,000㎡を超え50,000㎡以下		43,000		43,000		43,000	
	50,000㎡を超えるとき		58,000					
優良宅地造成認定手数料		86,000		86,000		86,000	現行のとおりとする。	

(単位：円)

項 目 手数料の主なものを抜粋している。 (手数料(徴収) 条例及び関係条例より)	各市町の現況(平成16年4月1日現在)										調 整 方 針
	大 館 市		比 内 町		田 代 町						
	単 位	金 額	単 位	金 額	単 位	金 額	単 位	金 額	単 位	金 額	
その他	1枚	20	A3 A4, B4	30 20	1枚	10	合併時に大館市の制度に統一する。				
	1枚	200	A2 B3	280 140	1枚	100	合併時に大館市の制度に統一する。				
	1件	200	1件	100	1件	100	合併時に大館市の制度に統一する。				

## 使用料、手数料の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第2項以下略

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 第1項から3項略

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

第5項以下略

## 主な補助金、交付金等

(概ね金額が100千円以上のものを掲載)

	大館市	比内町	田代町
	<b>(総務・企画・税務 関連)</b>		
1	まちづくり団体事業費補助金		
2		ふるさと比内会運営費補助金	
3		ひない塾運営費補助金	
4		比内町統計調査員協議会運営費補助金	田代町統計調査員協議会補助金
5	大館市職員互助会補助金	職員厚生費助成金	職員厚生費負担金
6	大館市納税貯蓄組合事務費等補助金	比内町納税貯蓄組合連合会補助金	田代町納税貯蓄組合連合会負担金
7	大館市納税貯蓄組合連合会補助金		
	<b>(住民・福祉保健 関連)</b>		
8	大館市火災予防組合連合会補助金		
9	交通災害共済加入者補助金		
10	大館市交通安全対策協議会補助金		
11	大館地区交通安全協会補助金	比内地区交通安全協会補助金	大館地区交通安全協会負担金
12	大館市北秋田郡医師会行政協力費補助金		
13	大館市北秋田郡医師会付属 大館准看護学院運営費補助金		
14		交通安全母の会補助金	田代町交通安全母の会補助金
15		チャイルドシート購入助成補助金	チャイルドシート購入費補助金
16		防犯街灯設置費補助金	街路灯維持管理助成費
17			消防団員福利厚生費補助金
18	資源ごみ回収運動推進奨励交付金		
19	資源ごみ回収事業交付金	資源ごみ回収交付金	
20		生ごみ処理機購入費補助金	
21	大館北秋薬剤師会医療協力費補助金		

	大館市	比内町	田代町
22	大館市社会福祉協議会補助金（一般活動費）	比内町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会補助金
23	大館市社会福祉協議会補助金（福祉活動専門員設置費）	在宅福祉活動費補助金	社会福祉活動専門員設置費補助金
24	大館市社会福祉協議会補助金（在宅福祉活動促進事業費）		
25	社会福祉団体交通費補助金		
26	大館市民生委員児童委員協議会補助金	比内町民生児童委員協議会補助金	民生児童委員協議会補助金
27	大館地区少年保護育成委員会補助金		大館地区少年保護育成委員会補助金
28	(社福法人)大館市社会福祉事業団補助金		
29	大館市身体障害者協会連合会補助金	身体障害者スポーツ大会補助金	田代町身体障害者協会補助金
30	秋田県心身障害者小規模作業所補助金	小規模作業所運営費補助金	
31	大館市手をつなぐ育成会補助金		田代町手をつなぐ育成会補助金
32	軽井沢福祉園増改築整備資金償還費補助金	軽井沢福祉園社会福祉事業団等償還金補助金	軽井沢福祉園増改築事業費負担金
33	白沢通園センター - 建設整備資金償還費補助金		
34	道目木更生園移転改築整備資金償還費補助金	道目木更生園移転改築資金償還金補助金	道目木更生園移転新築事業費負担金
35	水交苑整備資金償還費補助金		
36	大館圏域ふくし会土地賃借料補助金		
37	特別老人ホーム水交苑土地賃借料補助金		
38	神山荘建設整備資金償還費補助金		
39	大館市老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金
40		老人クラブ補助金	
41		老人クラブスポーツ大会補助金	
42		ふれあい安心電話推進事業費補助金	
43		在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業費補助金	
44		老人クラブ健康づくり事業費補助金	
45	社会福祉法人利用者減免措置事業費補助金		
46		屋内ゲートボール場運営費補助金	



	大 館 市	比 内 町	田 代 町
72	能力開発事業費補助金		
73	大館北鹿職業訓練協会補助金		
74	(財)大館市勤労者福祉事業団管理運営費補助金		
75	産地づくりサポーター活動支援事業費補助金	産地づくりサポーター活動支援事業補助金	産地づくりサポーター活動支援事業補助金
76	農業用廃プラスチック適正処理事業費補助金	農業用廃プラスチック処理補助金	農業用廃プラスチック処理費負担金
77	ブランドニッポン農産物 供給体制事業費補助金		
78	輸入急増農産物対応特別対策事業補助金		
79	ファーマーズマーケット体制整備事業費補助金		
80	稲作を主とする認定農業者経営安定事業費補助金	稲作を主とする認定農業者経営安定事業費補助金	
81	あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金	あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金	あなたと地域の農業夢プラン応援事業補助金
82	中山間地域等直接支払推進事業交付金	中山間地域等直接支払事業交付金	
83	大館市漁業協同組合活動費補助金		内水面放流事業費補助金
84	フロンティア農業者研修費助成金		
85	北鹿区域畜産基地建設事業負担金償還利息補助金		
86	牛アカバネ病予防注射補助金		
87	大館地区土地改良区連絡協議会補助金		土地改良区運営費助成費
88	土地改良区水路整備事業費補助金		
89	担い手育成土地利用調整推進事業費補助金		
90	農地高度利用促進事業補助金		
91	担い手育成農地集積事業費補助金		
92	農業経営基盤強化資金利子助成費補助金	農業経営基盤強化資金利子助成費補助金	農業経営基盤強化資金利子助成費
93	農業あきた緊急サポート資金利子補給補助金	農業あきた緊急サポート資金利子補給費補助金	農業あきた緊急サポート資金利子補給補助金
94		農業総合指導センター補助金	
95		稲作集団連絡協議会補助金	
96		平成15年天災資金利子補給費補助金	
97		平成15年冷害対策資金利子助成費補助金	

	大 館 市	比 内 町	田 代 町
98		比内地鶏自衛防疫対策事業費補助金	
99		県営二井田堰かんがい排水事業利子補給補助金	
100		農業用施設整備事業費補助金	
101		農業基盤整備資金利子補給補助金	
102		緊急農村整備事業費補助金	
103		比内町しいたけ生産振興費補助金	
104		農業生産総合対策事業費補助金	
105			産業商工まつり運営助成費
106			戦略作物等栽培用ハウス購入費助成費
107			堆肥処理施設緊急整備事業費補助金
108			雨池放牧組合理理費補助金
109			水稲いもち病予防対策事業費補助金
110			戦略販売作物転作助成費
111			大豆栽培推進助成費
112			転作団地化助成費
113			集落転作達成助成費
114			特産物開発補助金
115	集成型加工施設導入支援補助金	集成型加工施設導入支援事業補助金	集成型加工施設導入支援補助金
116	大館市森林整備公社補助金		
117		間伐促進対策事業費補助金	
118	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金
119	花矢商工会補助金	商工会運営費補助金	商工会商工業振興助成費
120	大館商工会議所補助金		
121	秋田県中小企業団体中央会補助金		
122	大館市木材需要拡大・定住促進事業補助金	秋田杉材需要拡大定住促進事業補助金	町秋田杉材需要拡大・定住促進事業費補助金
123	大館異業種交流会運営費補助金		

	大 館 市	比 内 町	田 代 町
124	商店街空き店舗対策事業費補助金		
125	中小企業融資あっせん保証料補給金		田代町中小企業振興資金保証料補給金
126	中小企業機械類設備資金融資あっせん保証料補給金		
127	中小企業機械類設備資金融資利子補給金		
128	大館市観光協会補助金		
129	秋田県観光リクリエーション施設整備資金融資利子補給金		
130	大館桶樽協同組合補助金		
131	大館曲ワッパ協同組合補助金		
132	大館市物産協会補助金		
133	首都圏大館ふるさと会運営費補助金		
134	大館圏域産業祭運営委員会補助金		
135		工業振興会運営費補助金	
136		商店街等活性化事業補助金	商業活性化推進事業助成費
137		商業活力再生支援事業費補助金	
138		比内とりの市運営費補助金	
139		比内町観光開発公社運営費補助金	
140		観光パンフレット作成補助金	
141			田代町中小企業振興資金保証料補助金
142			たけのこまつり開催助成費
143			大鮎の里ふるさとまつり開催助成費
144			全国鮎釣り大会開催助成費
145			ハンググライダー大会開催助成費
146			五色湖まつり開催助成費
147	私道整備費補助金		
148	御成町南地区まちづくり推進協議会補助金		
149	二井田真中コミュニティバス運行費補助金		

	大館市	比内町	田代町
150	二井田真中コミュニティバス車両購入費補助金		
151	合併浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金
152		水洗便所等改造資金助成金（下水道事業特別会計）	水洗便所等改造資金助成金（下水道事業特別会計）
153	公共下水道事業融資あっせん利子補給補助金	融資幹旋利子補給補助金（下水道事業特別会計）	水洗便所等改造資金助成金（下水道事業特別会計）
154	農業集落排水事業融資あっせん利子補給補助金	水洗便所等改造資金助成金（農業集落排水事業特別会計）	水洗便所等改造資金助成金（農業集落排水事業特別会計）
155		水洗便所等改造資金助成金（農業集落排水事業特別会計）	
156		水洗便所等改造資金助成金（戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計）	合併処理浄化槽水洗化資金助成金（戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計）
157		水洗便所等改造資金助成金（戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計）	
	<b>（教育 関連）</b>		
158	大館高等学校教育振興会補助金（定時制課程）	県立大館高校定時制課程教育振興会補助金	大館高等学校定時制課程教育振興会補助金
159	秋田桂城短期大学運営費補助金		
160	大館市私立学校協議会補助金		
161	修学旅行（小学校）引率旅費補助金		修学旅行引率助成費（小学校）
162	選手派遣費（小学校）補助金	各種大会選手派遣費補助金（小学校）	各種大会選手派遣助成費（小学校）
163	通学費補助金（小学校）		
164	修学旅行（中学校）引率旅費補助金		修学旅行引率助成費（中学校）
165	選手派遣費（中学校）補助金	各種大会選手派遣費補助金（中学校）	各種大会選手派遣助成費（中学校）
166	通学費補助金（中学校）		
167	通園費補助金（幼稚園）		
168	私立幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金	
169	すこやか子育て支援事業費補助金	すこやか子育て支援事業費補助金	
170		扇田幼稚園運営費補助金	
171		学校教育研究会補助金	
172		比内町学童体育事業補助金	

	大館市	比内町	田代町
173	国際交流事業参加者助成金	海外研修助成事業補助金	中生海外研修助成費
174		中学生国連研修補助金	
175			種子島スペースキャンプ参加助成費
176	大館市連台婦人会補助金	連台婦人会補助金	田代町連台婦人会活動助成費
177	ボーイスカウト活動費補助金	ボーイスカウト育成補助金	田代町ボーイスカウト活動助成費
178	松下村塾管理費補助金		
179	大館市芸術文化連盟補助金	芸術文化協会補助金	田代町芸術文化協会活動助成費
180	大館市郷土芸能保存会補助金	比内町文化財保存団体補助金	
181	秋田三鶏保存育成補助金		
182	秋田犬保存会補助金		
183	大館市子ども会育成連合会補助金		
184	大館市環境浄化推進会議補助金		
185		青少年育成比内町民会議補助金	青少年問題協議会活動助成費
186		比内町少年保護育成委員会補助金	
187		P T A 協議会補助金	田代町連合 P T A 活動助成費
188		北日本 5 0 歳野球開催補助金	
189		全日本軟式野球秋田県大会開催補助金	
190	大館市体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会活動育成費
191	スポーツ振興補助金		
192	秋田国体選手強化対策費補助金		
193	大館市スポーツ少年団リーダー育成補助金	スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団活動育成費
194	国民体育大会出場選手補助金		
195	第 6 2 回国民体育大会大館市準備委員会補助金		第 6 2 回国体田代町準備委員会助成費
196	大館市 1 3 地区体育スポーツ振興会補助金		
197	山田記念ロードレース大会補助金		
198	(財)大館市文教振興事業団補助金		

## 補助金、交付金の取扱いに関する参考資料

### 補助金の定義（補助金、交付金の取扱いに関する考え方）

広く補助金とは、国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう。

地方公共団体が他の地方公共団体等に補助金を交付する場合、一般的な定めとしては、地方自治法232条の2に規定され、補助金は公益上の必要がなければ支出することができないこととなっており、留意を要する。

財政的援助として補助金が交付される場合には、その交付先の出納その他の事務の執行状態に対しては監査委員による監査の対象とされている。（地方自治法第199条第7項）

補助金の交付については、以上のような制度上の制約に留意するとともに、効率的な財政運営の観点から、類似団体等と比較して補助金の支出総額についてのチェックを行い、あわせて各補助金の持つ機能、効果等を十分検討することが必要である。  
（ぎょうせい「地方財政小辞典」）

### 地方自治法

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）		調整方針	
	大館市	田代町		
1. 住居表示実施区域	【住居表示実施区域】47 青葉町 赤館町 有浦1丁目～6丁目 泉町 御成町1丁目～4丁目 片山町1丁目～3丁目 北神明町 小館町 幸町 清水1丁目～5丁目 城西町 水門町 住吉町 常盤木町 中神明町 中道1丁目～3丁目 根下戸町 根下戸新町 東台1丁目～7丁目 御坂町 美園町 南神明町 餅田1丁目～2丁目 豊町	【住居表示実施区域】 該当なし	【住居表示実施区域】 該当なし	現行のとおりとする。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
2. 大字のない区域	<p>【大字のない区域】53</p> <p>相染沢中岱 赤館 池内道上 池内道下 板子石境 一心院南 一本杉 上町 裏町 扇田道下 大田面 大館 大町 片町 金坂 金坂後 観音堂 桂城 小釈迦内道上 小釈迦内道下 桜町 桜町南 三ノ丸 清水堰合 下綱 新町 水門前 象ヶ鼻 代野 館下 鉄砲場 土飛山下 長木川南 長倉 中城 中町 長根山下 七曲岱 新綱 二本杉後 沼館道上 沼館道南 馬喰町 八幡 八幡沢岱 東台 二ツ屋境 古川町 部垂町 松館 向町 谷地町 谷地町後</p>	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
3. 大字名	<p>【大字名】46</p> <p>柄沢 商人留 松木 上代野 東 茂内 雪沢 山館 池内 小館花 餅田 川口 赤石 小袴 出川 下川原 比内前田 大子内 葛原 軽井沢 道目木 粕田 白沢</p> <p>釈迦内 松峰 沼館 下代野 大茂内 芦田子 中山 餌釣 根下戸 片山 立花 櫃崎 板沢 大披 二井田 本宮 杉沢 十二所 猿間 曲田 花岡町 橋桁 長走</p>	<p>【大字名】13</p> <p>扇田 独鈷 中野 味噌内 新館 達子 笹館 谷地中 片貝 八木橋 白沢水沢 小坪沢 大葛</p>	<p>【大字名】6</p> <p>早口 岩瀬 山田 外川原 長坂 山瀬</p>	<p>大館市は現行のとおりとする。</p> <p>比内町の名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。</p> <p>田代町の名称は、大字を「田代」として、現行の大字を付けない。なお、現行の大字を「田代」とすることにより、小字名称が同一となる場合等については、現行の小字の前に現行の大字の名称を付けることを基本に調整する。</p>

項目		各市町の現況（平成16年4月1日現在）				調整方針	
4. 小字名 小字名称の重複 地名の取扱い		合併前の同字区域		合併後の区域表示		現行の大字を「田代」とすることにより、同一（重複）となる小字名称については、左表（～）のとおりとする。	
		大字	小字	区域表示			
	岩瀬		赤川	田代町岩瀬字赤川	田代字赤川		
	山瀬			田代町山瀬字赤川	田代字山瀬赤川		
	長坂		赤坂	田代町長坂字赤坂	田代字長坂赤坂		
	山田			田代町山田字赤坂	田代字山田赤坂		
	岩瀬		家下	田代町岩瀬字家下	田代字岩瀬家下		
	山田			田代町山田字家下	田代字山田家下		
	早口		石仏	田代町早口字石仏	田代字早口石仏		
	山田			田代町山田字石仏	田代字山田石仏		
	早口		金堀沢	田代町早口字金堀沢	田代字早口金堀沢		
	岩瀬			田代町岩瀬字金堀沢	田代字岩瀬金堀沢		
	早口		坂地	田代町早口字坂地	田代字早口坂地		
	長坂			田代町長坂字坂地	田代字長坂坂地		
	岩瀬		代野	田代町岩瀬字代野	田代字代野		
	山瀬			田代町山瀬字代野	田代字山瀬代野		
	早口		田の沢	田代町早口字田の沢	田代字早口田の沢		
	長坂			田代町長坂字田の沢	田代字長坂田の沢		
	岩瀬			田代町岩瀬字田の沢	田代字岩瀬田の沢		
	早口		中島	田代町早口字中島	田代字早口中島		
	岩瀬			田代町岩瀬字中島	田代字岩瀬中島		
	早口		中島岱	田代町早口字中島岱	田代字早口中島岱		
	岩瀬			田代町岩瀬字中島岱	田代字岩瀬中島岱		
	早口		中岱	田代町早口字中岱	田代字早口中岱		
	外川原			田代町外川原字中岱	田代字外川原中岱		
	長坂			田代町長坂字中岱	田代字長坂中岱		

各市町の現況（平成16年4月1日現在）

田代町

調整方針

項目

4. 小字名

小字名称の重複  
地名の取扱い

番号	合併前の同字区域		合併後の区域表示
	大字	小字	
	岩瀬	萩頭	田代字萩頭
	山瀬	田代町山瀬字萩頭	田代字山瀬萩頭
	早口	羽立	田代字早口羽立
	岩瀬	田代町岩瀬字羽立	田代字岩瀬羽立
	早口	畑ノ沢	田代字早口畑ノ沢
	山田	田代町山田字畑ノ沢	田代字山田畑ノ沢
	早口	前田	田代字早口前田
	外川原	田代町外川原字前田	田代字外川原前田
	山田	田代町山田字前田	田代字山田前田

同じ読み方の小  
字の取扱い

番号	合併前の同字区域		合併後の区域表示
	大字	小字	
	早口	大堰下	田代字早口大堰下
	岩瀬	大関下	田代字岩瀬大関下
	早口	上屋敷	田代字早口上屋敷
	外川原	上屋布	田代字外川原上屋布
	早口	鳥屋場	田代字早口鳥屋場
	岩瀬	鳥矢場	田代字岩瀬鳥矢場
	長坂	羽抜谷地	田代字長坂羽抜谷地
	岩瀬	羽貫谷地	田代字岩瀬羽貫谷地

現行の大字を「田代」とすることにより、同じ読み方となる小字名称については、左表（ ）のとおりとする。

町（字）の区域および名称の取扱いについて

町（字）の名称の具体例

		内 容	合 併 前	合 併 後
新 市 名 称 大 館 市	大 館 市 の 区 域	区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。	大館市御成町 丁目 番号 大館市字中城 番地 大館市十二所字上川代 番地 大館市花岡町字堂屋敷 番地	大館市御成町 丁目 番号 大館市字中城 番地 大館市十二所字上川代 番地 大館市花岡町字堂屋敷 番地
	比 内 町 の 区 域	区域内の町（字）の区域は現行のとおりとする。 名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。	比内町扇田字上中島 番地 比内町独鈷字沢村 番地 比内町谷地中字大巻 番地 比内町大葛字大葛家後 番地	大館市比内町扇田字上中島 番地 大館市比内町独鈷字沢村 番地 大館市比内町谷地中字大巻 番地 大館市比内町大葛字大葛家後 番地
	田 代 町 の 区 域	区域内の町（字）の区域は現行のとおりとする。 名称は、大字を「田代」として、現行の大字を付けない。 大字を「田代」とすることにより、小字名称が同一となる場合等については、現行の小字の前に現行の大字を付けることを基本に調整する。 ( 1～ 9の例による )	田代町早口字深沢岱 番地 田代町岩瀬字大柳 番地 田代町長坂字屋敷 番地 田代町山田字山田 番地 田代町岩瀬字赤川 番地 田代町山瀬字赤川 番地 田代町早口字前田 番地 田代町外川原字前田 番地 田代町山田字前田 番地 田代町岩瀬字家下 番地 田代町山田字家下 番地 田代町早口字大堰下 番地 田代町岩瀬字大関下 番地	大館市田代字深沢岱 番地 大館市田代字大柳 番地 大館市田代字屋敷 番地 大館市田代字山田 番地 大館市田代字赤川 番地 大館市田代字山瀬赤川 番地 大館市田代字早口前田 番地 大館市田代字外川原前田 番地 大館市田代字山田前田 番地 大館市田代字岩瀬家下 番地 大館市田代字山田家下 番地 大館市田代字早口大堰下 番地 大館市田代字岩瀬大関下 番地 1 2 3 4 5 6 7 8 9

## 町名・字名の取扱いに関する法令

### 適用法令（抜粋）

#### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 町名・字名に関する実際の変更手続

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第260条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

### 処理手順

この手続は、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後町名以下が変更されることになり、二度手間住民に多大な影響を及ぼすこととなってしまふ。

こうしたことから、実際の手続は、合併の日大館市長（新設の場合は市町村長職務執行者）が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

### 町名・字名の変更手続きの流れ（例）

区分	事務手続き	関係法令
合併前の 手続き	1市2町の議会において廃置分合の議決	地方自治法 第7条
	関係市町連名による知事に対する合併の申請	
	知事による廃置分合に関する総務大臣への協議	
	県議会において廃置分合の議決	
	知事による廃置分合の決定	
	知事による合併の決定の総務大臣への届出	
合併日の 手続き	総務大臣告示	地方自治法 第260条
	大館市長による「町・字の名称の変更」の専決処分	
	知事への届出	
新市初議会 の 手続き	知事の告示（効力発生）	
	専決処分の承認	

## [ 参考事項 ]

「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。( 30.12.6 行政実例 )

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。( 23.8.9 行政実例 )  
市町村の廃置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、自治法第260条の手続は不要である。( 30.3.30 行政実例 )

### 【 手続不要の例 】

郡	町			市	
郡	町大字	字 × ×		市大字	字 × ×

手続を要する例】( 新たな町名を画すると解釈される。 )

郡	町			市	町
郡	町大字	字 × ×		市	町 × ×
				市	町字 × ×
				市	字 × ×
				市	字 × ×

### 留意事項

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものではなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などを基にしてつけられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。

したがって、過去の合併事例や現在設置されている他の合併協議会では、合併時の混乱を避けるため、名称変更については必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いが望ましいとしている。

	大館市	比内町	田代町
199			教育研究所運営委員会補助金
200			小学校スキー交流大会補助金
201			小学校球技交流大会補助金
202			スキー場管理助成費
203			平滝地区児童生徒就学援助費
204			田代町芸術文化祭補助金
205			米代川町民広場花いっぱい植栽事業助成費
206			分館活動奨励助成費
207			田代町子ども会活動育成費
208			南種子町スポーツ交流参加助成費
209			南種子町教育交流助成費
210			各種スポーツ大会開催助成費
211			たしろ白神杯争奪野球大会助成費
212			第17回田代町総合体育大会助成費

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）				調整方針
	大館市	比内町	田代町		
1. 市町の章	 <p>【象徴】 大館市の飛躍的發展を表し、両翼を広げた形に大の字を作図し、楯を配して端的に伸びゆく郷土を象徴したものである。</p>	 <p>【象徴】 比内町の飛躍的發展を表し、ひらがなの「ひ」を図案化して「とり」を象徴としたもの。 「円」は和を表徴し円の中におさめ、比内町を象徴したものである。</p>	 <p>【象徴】 「田」を図案化したもので、中央に片仮名の「ロ」は本町産物の一つである米の形を取り入れ、町の發展と団結を象徴したものである。</p>		合併時に大館市の制度に統一する。ただし、比内町及び田代町の木、花、鳥及び町民歌は、それぞれの地域において継承していくよう努める。
2. 市町の木	秋田杉	ベニヤマザクラ	秋田スギ		
3. 市町の花	菊	カタクリ	ミツガシワ		
4. 市町の鳥		比内鶏	ヤマドリ		

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)				調整方針
	大館市	比内町	田代町		
5. 市町の歌	大館市民歌 作詞 木沢 長太郎 作曲 中川 康多	比内町民歌 作詞 武田 武雄 作曲 大山 会三郎	田代町民歌 作詞 紅川 草一 作曲 大山 会三郎		
6. 市町の宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全都市宣言 昭和37年3月30日制定</li> <li>環境浄化都市宣言 昭和56年9月28日制定</li> <li>世界連邦平和都市宣言 昭和58年9月8日制定</li> <li>非核・平和都市宣言 昭和58年12月12日制定</li> <li>スポーツ都市宣言 昭和61年12月22日制定</li> <li>「小さな親切」実践都市宣言 昭和62年3月19日制定</li> <li>敬老都市宣言 平成5年3月19日制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非核平和の町宣言 昭和61年12月20日制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非核平和の町宣言 平成元年3月17日制定</li> <li>みどりの町宣言 平成13年5月18日制定</li> </ul>		
7. 市町の記念日	4月1日			9月30日	
8. 市町の憲章		比内町町民憲章 わたくしたちは、比内の町民であることに自覚と誇りをもち、みんなに愛され、心のふるさととして永遠に発展する町づくりにはげみ力をあわせてこの憲章をまもり育てます。			

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
		<p>一、自然をまもり、環境をととのえ、美しい比内をつくりまします。</p> <p>一、からだをきたえ、仕事にはげみ、豊かな比内をつくりまします。</p> <p>一、教養を積み、文化を広め、明るい比内をつくりまします。</p> <p>一、きまりを守り、心をあわせ、住みよい比内をつくりまします。</p> <p>一、福祉をすすめ、あたたかく交わり、しあわせな比内をつくりまします。</p> <p>昭和49年10月11日制定</p>		

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）				調整方針
	大館市	比内町	田代町	町	
1. 国民健康保険事業（H16）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域健康づくり支援事業</li> <li>総合健康指導事業</li> <li>総合データバンク事業</li> <li>生きがいづくり講演会（老壮大学と共催）</li> <li>健康登山</li> <li>健康展（コンピュータ体力測定）</li> <li>健康ウォーキング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>とつとウォーキング</li> <li>健康づくり講演会</li> <li>健康まつり</li> <li>健康教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男の料理教室</li> <li>こつこつ元気教室</li> <li>保育園歯科指導</li> <li>いい歯のお年より表彰</li> <li>地域活動等組織の育成事業</li> <li>心の健康づくり事業</li> <li>総合データバンク事業</li> </ul>		合併時に再編する。
2. 各種検診の助成	骨粗鬆検診 700円 人間ドック(日帰り) 11,000円 人間ドック(1泊2日) 30,000円 脳ドック 20,000円	骨粗鬆検診 1,000円 人間ドック(日帰り) 12,000円 人間ドック(1泊2日) 30,000円 脳ドック 20,000円 大腸がん 3,000円 子宮がん 3,000円	骨粗鬆検診 1,000円 人間ドック(日帰り) 15,000円 大腸がん 500円 子宮がん 1,000円 胃がん 1,000円 乳がん 600円 基本検診 1,500円 肝炎ウイルス(HCV抗体) 700円 肝炎ウイルス(HBs抗体) 100円		大館市で実施している各種検診の助成については、国民健康保険事業として実施する。 その他の検診については、保健事業として実施するよう調整を図る。
3. 国民健康保険事業基金	平成15年度末基金 保有額 573,243,736円	平成15年度末基金 保有額 158,425,937円	平成15年度末基金 保有額 178,016,000円		合併時に大館市に引き継ぐ。
4. 出産、葬祭に関する給付	出産育児一時金 1件あたり 300,000円 葬祭費 1件あたり 50,000円	出産育児一時金 1件あたり 300,000円 葬祭費 1件あたり 50,000円	出産育児一時金 1件あたり 300,000円 葬祭費 1件あたり 50,000円		現行のとおりとする。

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
5. 国民健康 保険運営協 議会	<p>任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3人</p> <p>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</p> <p>・公益を代表する委員 3人</p> <p>・被用者保険等保険者を代表する委員 2人</p> <p>計 11人</p> <p>開催回数 平成14年度 1回</p> <p>報酬(日額) 会長 8,000円 委員 7,000円</p>	<p>任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3人</p> <p>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</p> <p>・公益を代表する委員 3人</p> <p>計 9人</p> <p>開催回数 平成14年度 3回</p> <p>報酬(年額) 25,300円</p>	<p>任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 2人</p> <p>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人</p> <p>・公益を代表する委員 2人</p> <p>計 6人</p> <p>開催回数 平成14年度 2回</p> <p>報酬(日額) 6,000円</p>	<p>合併時に大館市の制度に統合する。</p>
6. 国民健康 保険健康優 良家庭表彰	なし	<p>【対象期間】 対象期間は1年間または5年間の連続する期間とし、年度によりこれを区切るものとする。</p> <p>【表彰の基準】 表彰の対象となる世帯は次の基準をすべて満たしているものとする。 (1)対象期間までの国民健康保険税を完納していること。</p>	<p>【対象者】 ・前年度において4月1日から3月31日までの一年間、国民健康保険から療養の給付及び療養費の支給を受けない家庭であること。 ・前号の家庭で当該年度の保険税を納期内完納し、かつ保険税の滞納繰越分がない家庭であること。</p>	<p>合併時まで調整する。</p>

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
		<p>(2)対象期間内に医療の給付を受けていないこと。 (3)対象期間中に被保険者資格の喪失がないこと。</p> <p>【表彰の方法】 5年間の無傷病世帯に対しては表彰状並びに記念品を授与する。ただし、5年間の無傷病表彰は1回のみのもので、その際には1年間の無傷病世帯表彰は行わない。 1年間の無傷病世帯に対しては記念品を授与する。</p>	<p>【贈呈基準】 予算の範囲以内で記念品を贈呈する。</p>	
7. 国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> <li>賦課方式 3方式</li> <li>医療給付分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 8.47/100</li> <li>資産割 -</li> <li>均等割 19,500円</li> <li>平等割 25,000円</li> <li>(限度額 530,000円)</li> <li>介護給付金分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 1.23/100</li> <li>資産割 -</li> <li>均等割 5,600円</li> <li>平等割 4,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賦課方式 4方式</li> <li>医療給付分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 7.20/100</li> <li>資産割 12.30/100</li> <li>均等割 20,900円</li> <li>平等割 25,600円</li> <li>(限度額 530,000円)</li> <li>介護給付金分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 0.65/100</li> <li>資産割 6.0/100</li> <li>均等割 5,300円</li> <li>平等割 3,800円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賦課方式 3方式</li> <li>医療給付分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 8.20/100</li> <li>資産割 -</li> <li>均等割 14,000円</li> <li>平等割 25,000円</li> <li>(限度額 530,000円)</li> <li>介護給付金分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 1.0/100</li> <li>資産割 -</li> <li>均等割 5,600円</li> <li>平等割 3,500円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>算定方式は合併時に3方式に統一する。 税率は平成19年度まで不均一課税とし、平成20年度に統一する。 納期は、合併時に大館市の納期に統一する。</p>

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	(限度額 80,000円) ・減額(軽減)割合 7割 5割 2割(申請による) ・納期 第1期 7/1～7/31 第2期 8/1～8/31 第3期 9/1～9/30 第4期 10/1～10/31 第5期 11/1～11/30 第6期 12/1～12/25 第7期 1/1～1/31	(限度額 80,000円) ・減額(軽減)割合 7割 5割 2割(申請による) ・納期 第1期 7/1～7/31 第2期 8/1～8/31 第3期 9/1～9/30 第4期 10/1～10/31 第5期 11/1～11/30 第6期 12/1～12/25 第7期 1/4～1/31	(限度額 80,000円) ・減額(軽減)割合 7割 5割 2割(申請による) ・納期 第1期 7/1～7/31 第2期 8/1～8/31 第3期 9/1～9/30 第4期 10/1～10/31 第5期 11/1～11/30 第6期 12/1～12/25 第7期 1/1～1/31 第8期 2/1～2/末日	
8・高額療養費貸付	貸付対象者 ・大館市の区域内に住所を有する者 ・市税の納期内完納者 貸付の条件 貸付資金の用途 高額療養費に係る一部負担金の支払資金。 貸付限度額 なし 貸付期間 貸付の日から高額療養費の支給日まで	貸付対象者 ・比内町の区域内に住所を有する者 貸付条件 資金の用途 当該療養に係る一部負担金の支払資金 貸付金 高額療養費の額 貸付期間 高額療養費の支給日までとする	貸付対象者 ・田代町の区域内に住所を有する者 ・町税の納期内完納者 貸付の条件 貸付資金の用途 高額療養費に係る一部負担金の支払資金。 貸付限度額 高額療養費支給額の95%以内とする。ただし、1,000円単位とする。	合併時に大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	貸付利子 無利子 返済方法 高額療養費支給日に一括償還する	貸付利息 無利子 返済方法 高額療養費の支給日に一括返済	貸付期間 貸付の日から高額療養費の支給日まで 貸付利率 無利子 保証人 町長が必要と認めるときは、保証人を1名付けるものとす	
9・国保出産費資金貸付	貸付対象者 ・ 出産予定日まで1月以内 ・ 妊娠84日以上であって出産費用について医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払ったこと ・ 出産育児一時金の支給が見込まれる者 ・ 市税の納期内完納者	なし	なし	合併時に大館市の制度に統一する。
	貸付額 出産育児一時金(300,000円)の10分の8 貸付の条件 貸付資金の使途 医療機関等への出産費用の支払資金。 貸付期間			

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	貸付の日から出産育児一時金の支給日まで 貸付利子 無利子 償還方法 出産育児一時金支給日に一括償還する			

## 国民健康保険事業の取扱いに関する法律の抜粋

### 国民健康保険法（昭和23年法律第192号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

（保険者）

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

第四条 略

（被保険者）

第五条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

第六条～第十条 略

（国民健康保険運営協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第12条 以下略

## 地方税法（昭和25年法律第226号）

（国民健康保険税）

第七百三条の四 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金とする。次項において同じ。）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 以下略

秋田県内の事例

国民健康保険税 不均一課税特例期間

合併協議会名	合併形態	特例期間	備 考
秋田市・河辺町・雄和町 合併協議会	編入	なし	平成17年1月11日合併 H16年度 不均一課税 H17年度～均一課税
横手平鹿合併協議会	新設	3年以内	平成17年3月19日合併 H16、H17～H19年度 不均一課税 H20年度～均一課税
本荘由利1市7町合併協議 会	新設	5年	平成17年3月22日合併 H16、H17～H21年度 不均一課税 H22年度～均一課税
大曲仙北合併協議会	新設	なし	平成17年3月22日合併 H16年度 不均一課税 H17年度～均一課税
湯沢雄勝合併協議会	新設	なし	H16年度 不均一課税 H17年度～均一課税

## 先進地事例（編入合併）

### つくば市

国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一するものとする。

### 福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、合併年度に限り、現行とおりとする。 保険給付のうち、葬祭費については、当分の間現行のとおりとする。

### 呉市

原則として呉市の制度に統一するものとする。

### 大船渡市

合併当該年度は、両市町の現行どおりの税率とし、翌年度から新市において税率を設定する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
男女共同参画事業	<p>【目的】 女性と男性が、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるようにする。</p> <p>【事務】 県から配布されるパンフレットやポスターなどによる啓発</p> <p>【事業】 男女共同参画社会推進基本計画（H15年度策定済み） 男女共同参画社会の形成に取り組んでいくための指針となる基本計画。基本計画の重点目標に基づいた行動計画を策定する。 男と女のすてきな未来フォーラム 大館市、比内町、田代町からそれぞれ選ばれたパネリストが男女共同参画に関する事例を発表し、コメンテーターを通してコメントとして、男女のパートナークシブについて討論を行う。</p>	<p>【目的】 女性と男性が、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるようにする。</p> <p>【事務】 県から配布されるパンフレットやポスターなどの広報活動、また研修会への参加等。</p> <p>【事業】 男女共同参画社会推進基本計画（H16年度中に策定） 男女共同参画社会の形成に取り組んでいくための指針となる基本計画。基本計画の重点目標に基づいた行動計画を策定する。 男と女のすてきな未来フォーラム 大館市、比内町、田代町からそれぞれ選ばれたパネリストが男女共同参画に関する事例を発表し、コメンテーターを通してコメントとして、男女のパートナークシブについて討論を行う。</p>	<p>【目的】 女性と男性が、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるようにする。</p> <p>【事務】 県から配布されるパンフレットやポスターなどによる啓発</p> <p>【事業】 男女共同参画社会推進基本計画（H16年度中に策定） 男女共同参画社会の形成に取り組んでいくための指針となる基本計画。基本計画の重点目標に基づいた行動計画を策定する。 男と女のすてきな未来フォーラム 大館市、比内町、田代町からそれぞれ選ばれたパネリストが男女共同参画に関する事例を発表し、コメンテーターを通してコメントとして、男女のパートナークシブについて討論を行う。</p>	<p>合併時に大館市の制度に統一する。</p>

## 男女共同参画に関する関係法令

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 国際交流研修に対する助成	<p>【対象】 国外で国際交流、研修を行う中学生以上の市民。</p> <p>【助成額】 助成対象経費の3分の1の額と10万円のいずれか少ない額。</p> <p>広域市町村圏組合</p>	<p>【対象】 1. 比内町に住所を有し在住する町民、または比内町の事業所等に勤務する者で、過去5年間に助成を受けていない者。その他、町長が特に認めた者。 2. 比内中学校国連本部視察研修に参加する中学2・3年生。</p>	<p>【対象】 中学・高校生海外研修事業に参加する田代町に在住する中学生及び高校生。</p> <p>【助成額】 参加者に対し、助成対象経費の3分の2を助成する。</p>	<p>事業内容等の調整を図り、合併時に統一する。</p>
	<p>【対象】 中学生海外研修（未来を拓く人づくり事業）に参加する圏域の中学2年生</p> <p>【助成額】 参加者に対し、対象経費の3分の2を助成する。</p> <p>中学生海外研修（未来を拓く人づくり事業） 研修先 ニュージーランド 研修期間 3月春休み 中学2年生 12名 引率者 2名</p>	<p>【助成額】 1. 助成対象経費の2分の1以内。団体については個人負担額の2分の1とし、5人分を限度とする。助成対象経費については、他団体からの補助がある場合は、その額を控除した残額に2分の1を乗じた額とする。 2. 参加者に対し旅費の3分の2を助成する。</p> <p>比内中学校国連本部視察研修 比内中学校2～3年生 8名 引率者 1名</p>	<p>中学・高校生海外研修事業 研修先 オーストラリア 研修期間 3月春休み 7泊8日 募集人員 中学生8名 高校生4名 引率者2名</p>	

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
2. 姉妹友好都市交流	未実施	未実施	鹿兒島県南種子町 （平成9年10月31日締結） 青少年、町民及び行政代表団による親善相互訪問	相手町の意向を確認し、原則として大館市に引き継ぐ。
3. 外国籍県民等交流サポート事業	生活相談及び情報提供 日本語指導 外国籍住民と地域住民の交流 及び異文化理解の促進	相談体制の整備（相談窓口の設置） 学習会・交流会の開催	未実施	合併時に大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）				調整方針
	大館市	比内町	田代町		
1. 広報事業	(1) 広報大館 毎月1日、16日発行 1日号16頁、16日号8頁 行政協力員による全戸配布  (2) インターネット広報 広報発行毎に掲載  (3) 声の広報 23本作成  (4) 点字広報 年6回(広報4回分で1回)の作成 13部作成	(1) 広報ひな 毎月1日発行 20頁(増ページの場合あり) 行政協力員による全戸配布	(1) 広報たしる 毎月1日発行(8日頃配布) 16~20頁 行政協力員による全戸配布  (2) インターネット広報 広報発行毎に掲載		合併時に大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
2. 広聴事業	<p>(1)HOT函 市役所玄関に2箇所設置。備え付けの提案用紙等により、意見・提言等を受付けし提案者へ回答する。</p> <p>(2)e-HOT函 インターネットのEメールにより、意見・要望等を受付けし、提案者へEメールで回答する。</p> <p>(3)市長と語る会 町内会等の要請により、町内会単位で随時開催。日頃の疑問や要望・提言等を伺い、その場で回答する。</p> <p>(4)ふるさと探検号 市の施設や市内の文化財等を市民に見ていただき、行政や市に対する理解を深めてもらうために実施。 (平成15年度) ・募集人員 120人 ・視察先 3コース</p>	<p>(1)インターネット掲示板 インターネットの掲示板に意見・要望等書き込みができる。</p> <p>(2)町長面会日 意見要望等を直接町長と面会して話することができる。</p> <p>(3)町長と語る会 行政区域毎に随時開催</p>	<p>(1)Eメール インターネットのEメールにより、意見・要望等を受付けする。</p> <p>(2)町長面会日 意見要望等を直接町長と面会して話することができる。</p> <p>(3)町長と語る会 婦人団体連絡協議会主催で年1回開催。他に、各常会主催で随時開催。</p>	合併時に大館市の制度に統一する

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）				調整方針
	大館市	比内町	田代町		
1. 納税貯蓄組合	組合数 151組合 年額 7,000円	組合数 95組合 年額 3,800円	組合数 70組合 年額 5,700円 組合員割 250円		合併時に大館市に統合する。
2. 納税貯蓄組合長報酬					合併時に大館市の額に統一する。
3. 納税貯蓄組合連合会	組織 会長 1名 副会長 1名 理事 7名 監事 3名	組織 会長 1名 副会長 2名 理事 11名 監事 2名	組織 会長 1名 副会長 1名 理事 5名 監事 2名		合併時に大館市に統合する。
4. 補助金・奨励金	納税貯蓄組合事務費等補助金 1. ~ 合計額を限度として補助金を交付 基本額 10,000円 世帯数割額 賦課年度2月末日現在の組合加入世帯数 × 1,000円 組合員数割額 賦課年度2月末日現在の組合加入組合員数 × 200円 組合の事務に係る使用人の賃金及び事務所の使用料 市長が認めたる額	納税奨励金 1. 町民税、固定資産税、軽自動車税 ・ 納期内完納組合 納付額の2.5/100 ・ 年内完納組合 100% 納付額の1.25/100 98%以上100%未満 納付額の0.5/100 97%以上98%未満 納付額の0.2/100 2. 国民健康保険 ・ 納期内完納組合 納付額の1.25/100 ・ 年内完納組合 100% 納付額の0.5/100 98%以上100%未満	納税奨励金 1. 納税成績奨励金 ・ 条例納期内完納の場合 1 世帯につき3,500円 ・ 法定普通税は12月25日まで完納し、国民健康保険税は2月末日まで完納した場合 1 世帯につき2,000円 ・ 法定普通税は12月25日まで組合員の85%以上納付し、国民健康保険税は2月末日まで組合員の85%以上納付した場合 1 世帯につき1,500円 2. 永年継続完納組合報奨金 5年 10,000円 10年 15,000円		合併時に大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)				調整方針
	大館市	比内町	田代町	町	
	の収納率に応じ ~ の合計額に下記の率を乗じて得た額 98%以上100%未満 70% 95%以上 98%未満 50% 95%未満 0% 3・連続完納報奨金 5年毎 15,000円	納付額の0.2/100 97%以上98%未満 納付額の0.1/100 3・納税組合加入世帯あたり 300円を交付 4・納期内納付納税組合の組合長に12,000円を交付	15年 20,000円 20年 25,000円 25年 30,000円 30年 35,000円 35年 40,000円 40年以上はその時点において定める		
5・前納報奨金	平成12年度から廃止	<b>【概要】</b> 住民税又は固定資産税の納税義務者は、当該納期の後の全納期にかかる納付額に相当する金額の税金を納付した場合で、当該納税義務者の未納に係る徴収金がない場合に交付する。  <b>【報償率】</b> 個人住民税 第2期の税額×6/100 固定資産税 第2期の税額×7.5/100 いずれも、算出した金額が100円未満のときは未交付。 限度額10,000円。	<b>【概要】</b> 住民税又は固定資産税の納税義務者は、当該納期の後の全納期にかかる納付額に相当する金額の税金を納付した場合で、当該納税義務者の未納に係る徴収金がない場合に交付する。  <b>【報償率】</b> 納期前に納付した第2期の税額に100分の6を乗じて得た金額。(金額が100円未満の場合には未交付。) 限度額10,000円。	合併時に廃止する。	

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
6. 口座振替	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税口座振替依頼書を当該金融機関又は郵便局に提出し申し込みを行う。</li> </ul> <p>【対象税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者(納税者は、自己以外の口座でも振り替え納付をすることができる。)</li> <li>・納期限(該当日が休日の場合は、その翌日又は翌々日の平日)</li> </ul>	<p>【該当する納期の設定】</p> <p>個人住民税 第1期～第4期 固定資産税 第1期～第4期</p> <p>【実施時期】</p> <p>第1期納期限</p> <p>個人住民税 6月30日 固定資産税 5月31日</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町税口座振替依頼書を当該金融機関又は郵便局に提出し申し込みを行う。(金融機関との窓口は、会計課)</li> </ul> <p>【対象税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者(納税者は、自己以外の口座でも振り替え納付をすることができる。)</li> <li>・納期限(該当日が休日の場合は、その翌日又は翌々日の平日)</li> </ul> <p>町県民税 6月30日、8月31日、10月31日、12月31日、随時</p>	<p>【該当する納期の設定】</p> <p>個人住民税 第1期～第4期 固定資産税 第1期～第4期</p> <p>【実施時期】</p> <p>第1期納期限</p> <p>個人住民税 6月30日 固定資産税 5月31日</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町税口座振替依頼書を当該金融機関又は郵便局に提出し申し込みを行う。</li> </ul> <p>【対象税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者(納税者は、自己以外の口座でも振り替え納付をすることができる。)</li> <li>・納期限(該当日が休日の場合は、その翌日又は翌々日の平日)</li> </ul> <p>町県民税 6月25日、8月25日、10月25日、12月25日</p>	<p>合併時に大館市の制度に統一する。</p>

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	<p>市民税 6月28日、8月28日、10月28日、1月28日 固定資産税 5月26日、7月28日、12月25日、2月27日 軽自動車税 5月26日 国民健康保険税 7月～1月までの各28日(12月は25日)</p> <p>【業務経費】 ・平成14年度の口座振替手数料(消費税含む) 市税 243,278円 国保税 162,720円 銀行等 1件 5円 郵便局 1件 10円</p>	<p>固定資産税 5月31日、7月31日、9月30日、11月30日 軽自動車税 5月31日 国民健康保険税 7月～1月までの各末日、随時 ・振替日：毎月28日(該当日が休日の場合は、その翌日又は翌々日の平日) ・残高不足等による振替不能の場合、次月に督促料を加算した金額で請求する。</p> <p>【業務経費】 平成14年度の口座振替手数料(送料込み) 95,143円 銀行等 1件 5円 郵便局 1件 10円</p>	<p>固定資産税 5月25日、7月25日、9月25日、11月25日 軽自動車税 4月25日 国民健康保険税 7月～2月までの各25日</p> <p>【業務経費】 平成14年度の口座振替手数料(送料込み) 42,346円 銀行等 1件 10円 郵便局 1件 10円</p>	

## 納税関係事業の取扱いに関する関係法令

納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）

（目的）

第1条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2 この法律において「納税貯蓄組合預金」とは、納税貯蓄組合の組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行（日本銀行を除く。）商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「指定金融機関」という。）に対して預入したものをいう。

3 この法律において「租税」とは、国税及び地方税（地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。）をいう。

（補助金の交付）

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

納税貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号）

（補助金の交付手続）

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を經由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体が第1条第1項の規定による規約の届出をしていない地方公共団体であるときは、前項の規定により提出する補助金交付申請書には、当該規約の謄本を添附するものとする。

項目	各市町の現況（平成 16 年 4 月 1 日）				調整方針
	大館市	比内町	田代町	町	
生活保護	<p>【概要】 生活保護法第 19 条の規定により実施。生活に困窮する国民に対して必要な保護を行い、すべての国民の最低生活を保障し、自立を助長することを目的とするもの。</p>	秋田県北鹿福祉事務所が担当。	秋田県北鹿福祉事務所が担当。	秋田県北鹿福祉事務所が担当。	合併時に大館市の制度に統一する。（比内町、田代町分は合併時に県から引き継ぐ。）

## 生活保護事業の取扱いに関する関係法令

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- (1) その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- (2) 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第3章 福祉に関する事務所

（設置）

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあっては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設定する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

（組織）

第15条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指揮監督を行うときは、第1号の所員を置くことを要しない。

- (1) 指揮監督を行う所員
- (2) 現業を行う所員
- (3) 事務を行う所員

（所員の定数）

第16条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

- (1) 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯(以下「被保護世帯」という。)の数が390以下であるときは、6とし、被保護世帯の数が65を増すごとに、これに1を加えた数
- (2) 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が240以下であるときは、3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数